



平成 19 年 3 月 1 日

各 位

上場会社名 積水ハウス株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 和田 勇
(コード番号 1928 東証・大証・名証 市場第一部)
本社所在地 大阪市北区大淀中一丁目 1 番 88 号
問い合わせ先
責任者役職名 執行役員
コーポレート・コミュニケーション部長
氏 名 山口 英大
代表TEL 06-6440-3111

定款の一部変更について

当社は、平成 19 年 3 月 1 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 19 年 4 月 26 日開催予定の当社第 56 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が平成 18 年 5 月 1 日付で施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものです。
 - ① 単元未満株式について行使することができる権利を合理的な範囲に定めるため、第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものです。
 - ② 定時株主総会の議決権の基準日についての定めを第 15 条(定時株主総会の基準日)に移設し、併せて、定款上の定めを要しないその他の基準日についての定めを削除するものです。
 - ③ 株主総会参考書類等の一部について、インターネットを利用する方法で開示することにより提供することができるよう、第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものです。
 - ④ 株主総会における議決権の代理行使について代理人を 1 名とするため、第 18 条(議決権の代理行使)を変更するものです。
 - ⑤ 必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 27 条(取締役会の決議の省略)を新設するものです。
 - ⑥ 社外監査役との間で責任限定契約を締結することができるよう、第 34 条(社外監査役の責任限定契約)を新設するものです。
 - ⑦ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものです。
 - ⑧ 旧商法上の用語を会社法上の用語に変更し、併せて、会社法上の規定に則して字句を変更するものです。

(2) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で当社定款に定めがあるものとみなされていた事項について、以下のとおり所要の変更を行うものです。

①取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定めとして、第 4 条(機関)を新設するものです。

②株券を発行する旨の定めとして、第 7 条(株券の発行)を新設するものです。

③株主名簿管理人を置く旨の定めとして、第 12 条(株主名簿管理人)を変更するものです。

(3) 以上の変更に伴う条数の変更に加えて、項番号の追加や文言の整備等を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙(新旧対照表)のとおりです。

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 4 月 26 日(木曜日)

(2) 定款変更の効力発生日 平成 19 年 4 月 26 日(木曜日)

(注)上記の内容につきましては、平成 19 年 4 月 26 日開催予定の当社第 56 回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は積水ハウス株式会社と称する。</p> <p>-----</p> <p>英文では、Sekisui House, Ltd. と表示する。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>-----</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>(目的) 第2条 当社は<u>下記の事業を営むを</u>もって目的とする。 1.～19. (記載省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は<u>次の事業を営むこと</u>を目的とする。 1.～19. (現行どおり)</p>
<p>(本店) 第3条 当社は本店を大阪市に置く。</p>	<p>(本店) 第3条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p>
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告を行うことができないときは、日本経済新聞に掲載してこれをなす。</p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって<u>電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>第2章 株式</p> <p>(会社が発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は19億7,828万1千株とする。<u>ただし、株式消却が行われた場合にはこれに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は19億7,828万1千株とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株券の発行) 第7条 当社は株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(自己株式の取得) 第5条の2 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(1単元の株式の数) 第6条 当社は1,000株をもって株式の1単位とする。</p> <p>-----</p> <p>単元未満株式に係る株券の発行は行わない。</p>	<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>-----</p> <p>② 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4. <u>次条に定める請求をする権利</u>
<p>(<u>単元未満株式の買増請求</u>)</p> <p><u>第6条の2</u> 当社の単元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その単元未満株式と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対し売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）</u>できる。</p>	<p>(<u>単元未満株式の買増請求</u>)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求（以下「買増請求」という。）</u>することができる。</p>
<p>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、<u>取締役会で定める株式取扱規則</u>による。</p>	<p>② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、<u>株式取扱規則に定めるところ</u>による。</p>
<p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p><u>第7条</u> 当社は<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p> <p>当社の株主名簿及び実質株主名簿（以下「<u>株主名簿等</u>」という。）並びに株券喪失登録簿は<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び売渡しその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p><u>第12条</u> 当社は<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(<u>基準日</u>)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、毎年1月31日最終の株主名簿等に記載又は記録された株主をもって、その期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項その他本定款に定める場合のほか、必要あるときは、<u>予め公告して一定の日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は質権者とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則) 第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び売渡しその他株式に関する取扱は、本定款に定めるもののほか取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) 第13条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱いは、法令又は本定款に定めるもののほか、<u>取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>第3章 株主総会 (招集) 第10条 定時株主総会は毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</p>	<p>第3章 株主総会 (招集) 第14条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年1月31日とする。</u></p>
<p>(議長) 第11条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。但し、取締役社長に事故あるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(議長) 第16条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(議決権の代理行使) 第12条 株主は議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。但し、その株主又は代理人は総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は、<u>議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。但し、その株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</u></p>
<p>(決議方法) 第13条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き出席株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>これを行う。</u></p>	<p>(決議方法) 第19条 株主総会の決議は、<u>法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第14条 当社に取締役3名以上を置く。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第20条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第15条 取締役は株主総会において選任する。</p> <hr/> <p>前項の選任決議には、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <hr/> <p>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任) 第21条 (現行どおり)</p> <hr/> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <hr/> <p>③ (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期) 第16条 取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。但し、任期満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は現任者と同時に満了する。</p>	<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、任期の満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、<u>現任者の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役) 第17条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により、これを定める。</p>	<p>(代表取締役) 第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p>
<p>(役付取締役・相談役) 第18条 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。</p> <hr/> <p>取締役会はその決議により相談役を置くことができる。</p>	<p>(役付取締役・相談役) 第24条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <hr/> <p>② (現行どおり)</p>
<p>(取締役会) 第19条 取締役会は特に法令又は本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。</p> <hr/> <p>取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会) 第25条 (現行どおり)</p> <hr/> <p>② (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集及び決議) 第20条 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前に発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <hr/> <p>取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p>	<p>(取締役会の招集及び決議) 第26条 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <hr/> <p>② 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>取締役会の決議の省略</u>) 第27条 <u>当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第21条 当会社に監査役3名以上を置く。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第28条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任) 第22条 監査役は株主総会において選任する。</p>	<p>(監査役の選任) 第29条 (現行どおり)</p>
<p>前項の選任決議には、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p>	<p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役の任期) 第23条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。但し、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(常勤の監査役・常任監査役) 第24条 <u>監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u> <u>監査役は互選により常任監査役を定めることができる。</u></p>	<p>(常勤の監査役・常任監査役) 第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> ② <u>監査役会は、その決議によって常任監査役を選定することができる。</u></p>
<p>(監査役会) 第25条 監査役会は特に法令で定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内において、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。 監査役会に関する事項については、監査役会で定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査役会) 第32条 監査役会は特に法令に定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内において、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。 ② (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の招集及び決議) 第26条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前に発するものとする。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 監査役会の決議は法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを<u>行う。</u></p>	<p>(監査役会の招集及び決議) 第33条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前に発するものとする。但し、緊急の必要<u>がある</u>ときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(社外監査役の責任限定契約) 第34条 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算)</p> <p>第27条 当社の営業年度は毎年2月1日から翌年1月31日までとし、決算は毎営業年度末日に行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの1年とする。</p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第28条 利益配当金は毎年1月31日最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第29条 当社は取締役会の決議により毎年7月31日最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。)をすることができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議によって毎年7月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第30条 利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>

以 上